

福岡市男女共同参画基本計画（第5次）（案）からの主な変更箇所

【総論】

ページ	項 目	変 更 内 容
4	（3）国等の動き	国において、「第6次男女共同参画基本計画」が策定されていないことから、「第6次男女共同参画基本計画」（計画期間：令和8（2026）年～令和12（2030）年）において」の記載を、「令和7年12月の「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）」において」へ変更いたしました。
30	5 成果指標	●福岡市役所における女性管理職比率の目標値「検討中」の記載を、「28」へ変更いたしました。

※軽微な修正や内容の変更を伴わない修正は、上記変更箇所には記載していません。